

道内JAにおける 飼料用米取り組み事例集



平成 28 年 2 月

北海道農業協同組合中央会

目次



●はじめに

●事例報告

〈道 南〉 新函館農業協同組合	1
〈後 志〉 ようてい農業協同組合	3
〈日 胆〉 とまこまい広域農業協同組合	5
鷗川農業協同組合	7
〈石 狩〉 新篠津村農業協同組合	9
〈空 知〉 美唄市農業協同組合	11
新砂川農業協同組合	13
〈上 川〉 上川中央農業協同組合	15

●飼料用米関連資料

はじめに

わが国の米消費量が減少し、今後も厳しい需給環境が想定されている中、平成 27 年 3 月に閣議決定された「食料・農業・農村基本計画」では、食料自給率向上に加え、需要に応じた米生産の推進や水田のフル活用を掲げ、平成 37 年の飼料用米生産努力目標を 110 万トンとし、その確実な達成に向けた水田活用の直接支払交付金など必要な支援を行うことが明記されました。

また、JAグループ北海道や関係機関・団体等で平成 26 年 11 月に策定した北海道水田農業ビジョンでは、水稻作付面積の維持・確保に向け、非主食用米作付面積の減少分を補うため、加工・備蓄米への需要拡大が難しい中、今後の需要が期待される飼料用米への取り組みを図ることとしています。

全道的に飼料用米の取り組みが始まったのは、水田等有効活用促進対策や需要即応型生産流通体制緊急整備事業の対象作物となった平成 21 年頃であり、これまで各地域が創意工夫のもと行ってきました。最近では道内における取り組みも新聞や冊子で取り上げられる様になりましたが、まだまだ手探りの部分もあります。

このため、飼料用米の作付けが本格的に始まった今、改めて道内における飼料用米の取り組みを把握し、今後さらなる生産の拡大が見込まれている飼料用米の取り組みに活用していただくとともに、現場での課題や政策支援に対する要望等への反映を目的として本調査を実施いたしました。

当冊子では道内で飼料用米の取り組みを先駆的に行っているJAを対象に、飼料用米生産の背景・経緯や作付概況、受け入れから出荷までの流れ、そして今後の課題等、各JAにおける取り組みを中心に掲載しております。

この事例集が飼料用米の今後の取り組みに少しでも参考となる様、広く活用いただけることを期待します。

平成 28 年 2 月

北海道農業協同組合中央会



〈道南地区〉

新函館農業協同組合

取り組み概要

◆ 飼料用米作付面積

	飼料用米作付面積	(水稲作付面積)
27年産	83ha	4,723ha
26年産	7.8ha	4,770ha

◆ 飼料用米生産の背景、経緯

- 平成24年から、水張転作の選択肢の一つとして取り組みを始めたが、平成26年以前はほとんどの生産者が安定供給の観点や手取り確保に向けて加工・備蓄米に取り組んだため、飼料用米の作付けはほとんど無かった。しかし、平成26年に飼料用米が数量払いになると徐々に作付面積が増加したことから、本格的な取り組みが想定される平成27年に向け、JAとしての飼料用米に対する取扱いや対応方針を各種会議を通じて生産者に提示した。
- JAとして、27年産では飼料用米の作付けを行った方が生産者の収入が上がる可能性を示す一方、28年産以降の飼料用米の販売動向や政策支援については不透明であり、加工・備蓄米の需要や価格安定性から同じ水張転作でも加工・備蓄米を優先するという考えを示した。また、飼料用米に取り組む生産者に対し、この先加工・備蓄米の手取りが飼料用米より高くなったとしても、飼料用米を作り続けることを前提条件とした。

◆ 作付概況

〈管理方式〉

- 一括管理および区分管理

→6割以上が一括管理で作付けを行っている。区分管理は品種・ほ場・刈取り・乾燥等全て主食用と区別して作業する手間などがあり、JAとしては一括管理の方が主食用米と同等に作業出来る点等のメリットがあると説明している。

〈飼料用米作付品種〉

- 一括管理では主食用品種での作付けを行っており、区分管理では「大地の星」や「たちじょうぶ」等での作付けを行っている。

〈作付形態〉

- 移植栽培

→基本的に移植栽培であるが、区分管理では一部直播栽培も行っている。

◆ 飼料用米の受け入れ・調製・保管・出荷

〈JA施設の対応、受け入れ、調製方法〉

- JAでは、施設利用料が掛かり品代がほとんど無くなることから、施設での受け入れを行っておらず、その方針も早い段階から決めていた。よって飼料用米は生産者が水分を15%以下に乾燥調製を行う自己完結型で取り組んでいる。

〈保管方法〉

• フレコン保管

→ JAの各支店では生産者からバラで預かり、フレコン(1,020kg)に詰め替え、保管している。

〈出荷方法〉

• フレコン出荷（一部バラ出荷）

→ コンタミ防止の観点から、基本的にフレコンでの出荷を行っている。

◆ サイレージ等の取り組み

- 行っていない

◆ その他

木古内町のあか牛農家4戸では、「はこだて和牛」のブランド認知度が高まることを狙い、平成27年から試験的に配合飼料の一部と飼料用米との置き換えを始めている。

今後の課題

- 直播栽培は低コスト・省力化の技術と謳われているが、安定して収量を上げることが難しく、また適切に防除を行わないと隣接するほ場にまで病害虫が発生する恐れもあり、技術の普及について不安がある。

今後の取り組み（生産数量目標の配分が減少することを前提とした場合）

- 水稲作付面積の維持は今後も積極的に行う考えだが、飼料用米という選択にはこだわらず、加工・備蓄米も視野に入れて取り組む。今後も主食用米、加工・備蓄米と飼料用米の手取りの平準化が進まなければ、交付水準が高い飼料用米は増加することが考えられる。



〈後志管内〉

ようてい農業協同組合

取り組み概要

◆ 飼料用米作付面積

	飼料用米作付面積	(水稲作付面積)
27年産	164ha	2,377ha
26年産	53ha	2,363ha

◆ 飼料用米生産の背景、経緯

- JAとしてはまず主食用米の面積を守った上で、水張転作については自由に作付けを行って良いこととしている。飼料用米に関してもJAで推進を行ったわけではなく、組合員が自由に手挙げした結果、飼料用米の手取りが高いことから27年産は26年産と比べ加工・備蓄米の作付面積が減少し、飼料用米が増加した。

◆ 作付概況

〈管理方式〉

- 一括管理および区分管理

→管理方式は組合員に任せているため、組合員ごとに異なり、一括管理による作付けは66ha、区分管理による作付けは98haである。

〈飼料用米作付品種〉

作付け品種は定めておらず、主に主食用品種での作付けを行っている。

〈作付形態〉

- 移植栽培

→飼料用米は全て移植栽培による作付けであり、直播栽培による作付けは行われていない。

◆ 飼料用米の受け入れ・調製・保管・出荷

〈JA施設の対応、受け入れ、調製方法〉

- JAの施設は倶知安支所とニセコ支所に保管倉庫がある。また、蘭越支所にはバラ受け調製施設があるが、生産者個人で乾燥調製を行える設備が整っているため、施設でのバラ受けは行っておらず、保管のみ行っている。
- JAでは乾燥調製は行わず、生産者が籾摺り、乾燥調製を行い、玄米で水分16%以下の状態でフレコンに詰めてJAに搬入し、数量を計測している。

〈保管方法〉

- フレコン保管

→ J Aの支所では、生産者が不定量のフレコンで持ち込んだ玄米を J A職員が 1,020kg 単位に調整し保管している。

〈出荷方法〉

- フレコン出荷

→ バラ出荷は行っておらず、全てフレコンで出荷している。

◆ サイレージ等の取り組み

- 行っていない

→ 可能性があるとするならばソフトグレインサイレージ(以下 SGS)であるが、現在のところ J Aとしては機械投資をしてまで取り組む予定は無い。また、現時点で地域内流通が見込めないことから地域外へ輸送する必要があり、更にコストが掛かることが想定される。

今後の課題

- 各支所の施設では、不定量でフレコン受けしたものを J A職員が 1,020kg のフレコンに重量をそろえて保管するため、今後取扱数量が増加すると、毎回計量・調整する作業では対応に限界があると考えている。
- また、飼料用米の取り組み数量が増えたとしても、米総体の作付面積が変化することはないことから、現時点では飼料用米に関する施設整備は行わず、既存の施設での対応を考えている。

今後の取り組み (生産数量目標の配分が減少することを前提とした場合)

- 飼料用米の作付面積は 26 年産が 53ha だったのに比べ、27 年産は 164ha と作付面積が大幅に増加した。今後も交付水準の現状維持を前提として考えれば、加工・備蓄米が減り、飼料用米が増加すると考えられる。
- 各支所の施設でのフレコン受け入れ後の重量調整では、今後作付けが増加した際に J A職員による調整には限界があるため、施設での受け入れも視野に入れている。
- 飼料用米は収量を上げてこそ価値があると考えていることから、地域の気候に合った多収性品種が登場した際に活用を検討したいと考えている。ただ、実際に作付けしなければわからないが、熟期が遅ければ十分な活用は難しいと考えている。



〈日胆地区〉

とまこまい広域農業協同組合

取り組み概要

◆ 飼料用米作付面積

	飼料用米作付面積	(水稲作付面積)
27年産	213ha	2,526ha
26年産	45ha	2,504ha

◆ 飼料用米生産の背景、経緯

- JAとしては主食用米の生産を第一に考えているが、生産数量目標を遵守するため、加工・備蓄米による水張転作を行ってきた。畑転作は、一度畑にしてしまうと復田するのに多大な時間と費用がかかってしまうため、生産者の意向もあり基本的に加工・備蓄米の水張転作を行い、更に選択肢の一つとして飼料用米が加わり、作付けが始まった。

◆ 作付概況

〈管理方式〉

• 一括管理

→ JAの施設では貯留ビンの数も限られており、生産者ごとの管理が出来ないため、一括管理で行っている。

〈飼料用米作付品種〉

- 一括管理という点から、特定品種での作付けは行っておらず、主食用米品種で作付けを行っている。27年産米の作付け品種は「ななつほし」が6割、「ゆめぴりか」が1割強、「きらら397」が1割を占めている。

〈作付形態〉

• 移植栽培

→ 飼料用米は全て移植栽培で作付けを行っている。直播栽培は低コスト・省力化技術として取り上げられているが、実際は防除対策を行わないと隣接するほ場に病害虫が発生する恐れがあることから、大幅なコスト削減にはつながらないと考えている。

◆ 飼料用米の受け入れ・調製・保管・出荷

〈JA施設の対応、受け入れ、調製方法〉

- 厚真支所、早来支所、追分支所には乾燥調製施設があり、そこでは半乾粉をバラで受け入れ、粉摺り、乾燥調製を行っている。穂別支所では乾燥調製施設がないため、生産者

自身で乾燥調製を行ってもらうか、穂別以外の支所で乾燥調整するかの2通りの方法で行っている。

〈保管方法〉

・フレコン保管（一部紙袋保管）

→倉庫は厚真支所、早来支所、追分支所、穂別支所の4か所にあり、飼料用米の保管を行っている。JAの乾燥調製施設を利用した飼料用米はフレコンのまま倉庫に保管するが、生産者が乾燥調製を行ったものは、飼料用米専用の紙袋(30kg)でそのまま保管している。また、倉庫には飼料用米以外の作物も保管しており、収容量に余裕がないため、飼料用米は一部を除いて通年での保管は行っておらず、3ヶ月程で出庫することを前提とした契約を出荷先と結んでいる。

〈出荷方法〉

・バラ出荷

→出荷方法は全てバラ出荷で行っている。紙袋も全てJAで開袋してから出荷する。

◆ サイレージ等の取り組み

・行っていない

→サイレージ化については現時点では考えていない。

今後の課題

- 主食用米を含めて取扱い品種が多く、現時点で倉庫の収容量には空きがほとんどない状況であり、更に多収性専用品種などが加わると、一時保管であっても空きが無くなるので対応を検討している。

今後の取り組み（生産数量目標の配分が減少することを前提とした場合）

- JAとしては主食用米の生産が第一という考えではあるが、畑転作も難しい土地で、加工用米、備蓄米、飼料用米の水張転作から選ぶことを考えると、現在の交付水準の継続を前提とすれば、選択肢の一つとして飼料用米の作付けは今後も増加すると想定している。
- 倉庫保管については今後も長期間に及ぶ保管を検討しておらず、飼料用米に限っての保管倉庫の増設は考えていない。



〈日胆地区〉

鷓川農業協同組合

取り組み概要

◆ 飼料用米作付面積

	飼料用米作付面積	(水稻作付面積)
27年産	177ha	854ha
26年産	103ha	883ha

◆ 飼料用米生産の背景、経緯

- 平成21年に飼料用米の助成金額が高水準であることから、水張転作の選択肢の一つとして飼料用米の生産を検討していたところ、同年に飼料業者から「飼料用米を作らないか」という話を持ちかけられ試験栽培を始めた。もともと飼料用米は出荷先の確保が出来次第、生産を行う方針であったため、平成22年より飼料業者を出荷先として本格的に作付けを始め、27年産で7年目の作付けとなる。

◆ 作付概況

〈管理方式〉

・ 区分管理

→一括管理では、施設で扱う際に作業が煩雑になることから、作業効率向上の観点に加え、組合員の手取りも重視しているため、全量区分管理で作付けを行っている。

〈飼料用米作付品種〉

- 「ななつぼし」が3割程で、他には「きらら397」、「ほしのゆめ」等で作付けを行っている。

〈作付形態〉

・ 移植栽培

→直播栽培は地域の寒い気候に適していないため、全て移植栽培で作付けを行っている。

◆ 飼料用米の受け入れ・調製・保管・出荷

〈JA施設の対応、受け入れ、調製方法〉

- JAの農業倉庫は全13棟あり、そのうち7棟を米で利用している。さらに飼料用米はそのうち1棟で利用しており、フレコンで1,000袋は保管が可能。
- 受け入れはJAのカントリーエレベーターで行っており、粳と玄米両方で受けることが出



▲JAむかわのカントリーエレベーター

来る。粳は本乾燥、半乾、生のどの形態でも受け入れ可能であり、生産者から受け入れる際にどの形態か直接確認し、貯留ビンを変えて保管する。水分を15%以下に乾燥調製した後、粳摺りを行う。本来であれば主食用米の受け入れ完了後に飼料用米の受け入れを行うが、早期に数量の確定まで行わなければ年内の交付金支払いに間に合わなくなるため、主食用米と並行して受け入れを行っている。

〈保管方法〉

- フレコン保管

→全てフレコンで倉庫に保管している。

〈出荷方法〉

- フレコン出荷

→出荷先に関わらず全てフレコンでの出荷を行っている。バラ出荷に関しては貯留ビンからの直接搬入やフレコンの開袋によるバラ化も不可能ではないが、取扱い数量が多いため現在は行っていない。



▲倉庫には飼料用米がフレコンで保管されている

◆ サイレージ等の取り組み

- 行っていない

→取り組むのであればホールクロップサイレージ(以下WCS)ではなく、近年需要が高まっているSGSが考えられるが、倉庫に空きがないことや、出荷先の確保が出来ていないなどの問題があるため、現時点で行う予定はない。

今後の課題

- 飼料用米は全てフレコンで管理しており、紙袋と異なり積み上げには限界があるため、倉庫の上層までの活用が難しく、それに加えて近年では畑転作から飼料用米の作付けに転換する生産者も増えていることも倉庫の空きがなくなっている要因の一つである。しかし、現時点では飼料用米に限っての倉庫を新設することは考えていない。

今後の取り組み (生産数量目標の配分が減少することを前提とした場合)

- 飼料用米に限らず、その時の販売価格や交付水準次第で、手取りが一番良い作物を生産しようと考えている。飼料用米は現在の交付水準が今後も継続するのであれば作付けの増加も考えられるが、今以上水稻の作付けを増やそうにも大豆や麦の作付けや施設との兼ね合いもあり、現在の作付け面積が限界に近い状態であるため、これらを総合的に考慮して今後の展開方向を検討していくこととしている。



〈石狩管内〉

新篠津村農業協同組合

取り組み概要

◆ 飼料用米作付面積

	飼料用米作付面積	(水稲作付面積)
27年産	45ha	2,471ha
26年産	0ha	2,514ha

◆ 飼料用米生産の背景、経緯

- 26年産までは特に備蓄米の手取りが高く、水張転作も加工・備蓄米を中心に作付けを行っていたが、飼料用米の助成金額が高水準となったことから、27年産から飼料用米の作付けが始まった。ただし、JAとしては加工用米の複数年契約を締結していること、加工用米に取り組むことによって主食用米の全道共計販売単価の維持・向上につながることを説明し、組合員には従来どおり加工・備蓄米を優先的に取り組むよう理解を求めている。

◆ 作付概況

〈管理方式〉

• 区分管理

→加工用米や備蓄米は主食用米の延長線上にあるという認識であるが、飼料用米は麦・大豆・飼料作物と同様、転作作物の一つとして捉えており、飼料用米は他の水張転作(一括管理)とは完全に区別し、ほ場単位で取り組む区分管理としている。

〈飼料用米作付品種〉

- 「大地の星」や「きらら397」での作付けが多い。

〈作付形態〉

• 移植栽培

→収量を安定的に確保するため、移植栽培での作付けを推進している。

◆ 飼料用米の受け入れ・調製・保管・出荷

〈JA施設の対応、受け入れ、調製方法〉

- 新篠津村のカントリーエレベーターにおいて籾で受け入れ、乾燥調製を行っている。受け入れは水分18%以下の籾の状態、品種ごとに区分しバラで受け入れ(貯留ビンへの搬入は品種区分なし)、水分を15%以下になるよう乾燥調製を行っている。また受け入れ時期は主食用米とのコンタミを防ぐ観点から、主食用米の受け入れ終了後(11月中旬)か

ら実施している。

〈保管方法〉

- ・ フレコン保管

→飼料用米の取扱数量が少ないので、全てフレコンで保管している。

〈出荷方法〉

- ・ フレコン出荷

→作業性を優先し、フレコンで出荷している。

◆ サイレージ等の取り組み

- ・ 個人で行っている

→WCSは1戸が2haで直播栽培により行っているが、個人による自家消費のため耕畜連携助成は受けていない。

今後の課題

- ・ 基本的には移植栽培で収量を確保することに重点を置いているが、今後1戸当たりの経営面積がさらに拡大し、生産者の水稻育苗施設に限界が生じる可能性もあることから、直播栽培での取り組みも検討していく必要がある。
- ・ 今後、飼料用米の作付面積が増えていくとすると、フレコン出荷ではなく施設からのバラ出荷とそれに伴う設備投資への検討も必要となる。

今後の取り組み (生産数量目標の配分が減少することを前提とした場合)

- ・ 現状の交付単価では飼料用米の収入が高水準であり、生産者個々の選択としては飼料用米による水張転作が拡大していく可能性はある。しかしながら、飼料用米の政策支援がいつまで継続されるかにより、今後の作付状況は変化すると考えている。JAとしては飼料用米の交付水準が減少した場合に備えて、現状としては加工・備蓄米の作付面積と販売先をできる限り確保しておきたい考えである。
- ・ また、施設に関しては、現在の取扱数量であれば既存施設での対応が可能であり、基本的には今後も設備投資をせずに対応する予定である。
- ・ JAでは麦・大豆を組み入れた田畑輪換による輪作体系を推進しており、畑作物の連作障害回避と復元田による生産コスト低減が経営にもたらすメリットの方が大きいと考えている。



〈空知管内〉

美唄市農業協同組合

取り組み概要

◆ 飼料用米作付面積

	飼料用米作付面積	(水稲作付面積)
27年産	172ha	2,398ha
26年産	32ha	2,526ha

◆ 飼料用米生産の背景、経緯

- 組合員戸数の減少や規模拡大に対応した省力化の必要性に加え、基盤整備後のほ場で生産した米のタンパク値低減対策の必要性をきっかけとして、平成22年よりバイオ燃料用米の作付けを、平成23年からは飼料用米・米粉用米の作付けを始めた。
- JAでは30年産以降の生産調整の見直しを見据え、需要に応じた主食用米の生産と、水田を最大限有効活用する多様な非主食用米(加工用米、備蓄米、飼料用米、米粉用米)の生産により、水張面積を維持しつつ組合員の所得確保を第一義とした多様な選択肢を提供している。

◆ 作付概況

〈管理方式〉

- 区分管理
→全て区分管理である。

〈飼料用米作付品種〉

- 「たちじょうぶ」、「ほしまる」等
→「たちじょうぶ」での作付けが113.9ha。残りは「きらら397」や「きたくりん」等の移植品種と「ほしまる」を中心とした直播品種の作付けを行っている。

〈作付形態〉

- 主食用品種での移植栽培は13.8ha、直播栽培が44.5haである。また、「たちじょうぶ」は全て移植栽培である。

◆ 飼料用米の受け入れ・調製・保管・出荷

〈JA施設の対応、受け入れ、調製方法〉

- JAのライスセンター(らいす工房びばい)と各地域のミニライスセンターで分散し、乾燥調製作業を行っている。ライスセンターでは半乾粳の状態を受け入れを行っており、地域のミニライスセンターでは生粳で受け入れ、水分を15%以下に乾燥調製の後、JAへ

出荷、検査し保管している。

〈保管方法〉

- フレコン保管

→出荷先からは全てバラ出荷での要望とは限らないので、どの出荷形態にも対応できるようにフレコンで保管している。

- 飼料用米は区分管理で行っているため、ライスセンターのサイロが受入重量相当の空きが出来てから飼料用米の受け入れを開始する。空きが出来るまでは、普段は雪をためておく倉庫に一時保管しているが、更にそれでも不足するため、300t収容できる倉庫を改装し、飼料用米の一時保管庫としている。

〈出荷方法〉

- フレコン出荷およびバラ出荷

→出荷方法はフレコン、バラどちらでも出荷先の希望に応じ対応。バラ化の開袋作業はリフトで行う。

◆ サイレージ等の取り組み

- 行っていない

今後の課題

- 主食用米の受け入れ終了後、ライスセンターのサイロに受入重量相当の空きが出来るまで保管しておく一時保管庫が不足している。また、飼料用米は大豆の収穫時期と重なってしまうため、主食用米と飼料用米の刈取り時期の差だけでは対応が出来ない実態にある。
- ライスセンターでは主食用米を含む多種多様な品種を扱い、品種ごとに区別し受け入れるため、サイロ1つの収容能力に余裕があったとしても、他のサイロを使用する必要がある、空きが生じるまで時間を要することが課題となっている。

今後の取り組み (生産数量目標の配分が減少することを前提とした場合)

- 基本的には飼料用米も含め、JAの振興計画に沿って作付けを行っている。問題は、飼料用米の政策支援が今後も続くか分からないことから、簡単に施設投資が出来ない点である。また、仮に保管庫を建てたとしても飼料用米専用倉庫ではなく、汎用性が有り、他の作物にも振替可能な倉庫を建てる予定である。
- 今後も水稻作付面積の維持を基本に考えているが、一戸当たりの農地面積の規模拡大が今後も進んでいけば水張転作だけでは対応できないので、畑転作も視野に入れた対応を検討して行く。



〈空知管内〉

新砂川農業協同組合

取り組み概要

◆ 飼料用米作付面積

	飼料用米作付面積	(水稲作付面積)
27年産	52ha (内SGS 12ha)	1,702ha
26年産	0ha	1,654ha

◆ 飼料用米生産の背景、経緯

- JAでは主食用米の生産を第一に考えており、特別栽培米や高度クリーン米への取り組みにも力を注いでいる。しかし、生産数量目標の関係から主食用米の作付けには限界があるため、手取りの高い加工・備蓄米での水張転作を行ってきた。JAでは今後主食用米の更なる生産が可能となった際、主食用米の作付けを行える状態にしておくため水張転作を前提としており、そこへ飼料用米という選択肢も増えたため、平成27年から加工・備蓄米よりも手取りの高い飼料用米への取り組みを始めた。
- さらに、先駆的な飼料用米の取り組みを行うべきと考え、平成27年12月よりJA新すながわ旧玄米ばら施設にてSGSの生産を開始した。

◆ 作付概況

〈管理方式〉

- 一括管理および区分管理
→一括管理が40ha、残り12haは区分管理でSGSの原料としている。

〈飼料用米作付品種〉

- ほとんどが一括管理ということもあり、JAとしては特定の品種を定めておらず、主食用品種による作付けを行っている。

〈作付形態〉

- 移植栽培（一部直播栽培）
→一部「大地の星」での直播栽培(6ha)があるが、基本的には移植栽培で作付けを行っている(46ha)。

◆ 飼料用米の受け入れ・調製・保管・出荷

〈JA施設の対応、受け入れ、調製方法〉

- 生産者が半乾粳の状態ではJA新すながわライスターミナルに持ち込んでいる。また施設を利用しない場合は、生産者が粳摺り、乾燥調製を行い、30kgの紙袋に詰めてJA

まで搬入している。ライスターミナルではSGSに使用される飼料用米(粳)も保管しており、調製する際にJA新すながわ旧玄米ばら施設まで運ばれる。

- 飼料用米は主食用米と同じ施設で調製を行うため、主食用米と同様に網を通すこととなる。その際に網下米が発生し、重量が減ってしまうため、新たに網下米を元のラインに戻す通路の整備を行った。
- 乾燥後の水分は農水省の検査規格に合わせて16%以下に調製するが、長期保管の可能性があるので、実際は15%以下に水分調製を行っている。

〈保管方法〉

- フレコン保管および紙袋保管

→フレコンおよび紙袋(直接搬入時)の形態でJA新すながわライスターミナル及び農業倉庫にて分別して保管している。

〈出荷方法〉

- フレコン出荷および紙袋出荷

→フレコンおよび紙袋での出荷を行っている。

◆ サイレージ等(SGS)の取り組み

	SGS
製 造	SGSの原料である飼料用米(粳米)をJA新すながわライスターミナルで乾燥調製(16%程度)した後、JA新すながわ旧玄米ばら施設にて製造を行う。
主 な 出 荷 先	当初は地区内の酪農家に対し耕畜連携も兼ね利用を見込んでいたが、乳牛に対するSGSの試験結果が少ないことに加え、利用を考えていた地区では既に自家用デントコーンの栽培が行われており、結果的にSGSを利用したいという美深町の肉牛農家へ全量出荷している。
輸 送 コ ス ト	全て出荷先負担である。
添 加 剤	BIO-PKC (バイオ・ピーケーシー) → 粉末状であるため、製造工程の加水時に添加剤を入れて攪拌させる。

今後の課題

- JA新すながわライスターミナルでは、主食用米の取扱い品種が多く、特別栽培米や高度クリーン米も区別し受け入れを行うため、現在のビン数では足りない状況になりつつある。

今後の取り組み (生産数量目標の配分が減少することを前提とした場合)

- 主食用米を第一に考えており、飼料用米は水張面積維持のために行っている。今後も現在の交付単価の水準が維持されるのであれば、飼料用米は増加していくことが考えられる。
- また、SGSに関しては将来的に耕畜連携を図り、全量地元利用で完結できるようにしていきたいと考えている。



〈上川管内〉

上川中央農業協同組合

取り組み概要

◆ 飼料用米等作付面積

	飼料用米作付面積	WCS用稲作付面積	(水稲作付面積)
27年産	82ha (内もみ米サイレージ 68.2ha)	48ha	1,302ha
26年産	46ha (内もみ米サイレージ 33.1ha)	46ha	1,299ha

◆ 飼料用米等生産の背景、経緯

- 平成13～14年に行われた米の緊急需給調整対策の際、青田刈りをするのであれば飼料用にしたいという想いと、愛別町では以前から牧草・麦・大豆を転作作物として作付けしていたが、山間部は透排水性の悪いほ場が多く、取り組みやすい作物が求められていた。以上の背景および経過の中、平成15年よりWCSの生産を試験的に始めた。
- 平成17年には稲作農家6戸で「愛別町稲発酵粗飼料生産部会」を設立。設立当初は町内や隣接町村の畜産農家に供給し、平成21年からは試験利用を決めた十勝管内の畜産農家への供給を始めた。
- 飼料用米は平成22年の戸別所得補償モデル対策において、新規需要米(米粉用米、飼料用米、WCS用稲等)が助成対象となったことに伴い作付けが始まった。生産者は稲(米)を飼料にすることへの抵抗を感じていたが、先駆けてWCSに取り組んでいた事もあり、徐々に生産者へ浸透した。
- また、SGS(ソフトグレインサイレージ)は平成23年に合同会社Aのーが飼料用米破碎機を導入し、加工調製に取り組み始めた。SGSの原料は主食用米と刈取り時期をずらすため、刈取りを最後に行う。よって、SGSの原料は完熟籾となり、合同会社Aのーでは未熟籾を原料としたSGSと区別し、完熟籾を原料としたもみ米サイレージとして製造している(以下、SGSをもみ米サイレージと記載)。

◆ 作付概況

〈管理方式〉

- 飼料用米(もみ米サイレージを除く) …… 一括管理
→区分管理にしていないのは、収量のとれる品種がない中、数量払いの満額確保を目指すには、その分施肥や防除の必要があるため。
- WCS用稲、飼料用米(もみ米サイレージ) …… 区分管理
→もみ米サイレージの原料は農薬散布をせずに栽培する必要があるため、区分管理で行っている。

〈飼料用米作付品種〉

- 飼料用米専用の奨励品種がないため、極力収量性の高い品種(「きらら 397」)での作付けや、主食用米との刈取り時期をずらすために、熟期が主食用米と重ならない早生系もしくは晩生系の品種も作付けしている。なお、一部でもち米(「風の子もち」)の作付けも行っている。

〈作付形態〉

- 移植栽培
 - WCSやもみ米サイレージは籾のままサイレージにして家畜に給与するため、農薬の散布を行わない。そのため徹底したほ場の管理や、隣接するほ場への病虫害(特にいもち病)の発生を防止するため、疎植による栽培を行っている。

◆ 飼料用米の受け入れ・調製・保管・出荷 (WCS、もみ米サイレージ以外)

〈JA施設の対応、受け入れ、調製方法〉

- 基本的に飼料用米は生産者が籾摺り、水分 15%以下に乾燥調製を行い、フレコンでJAに出荷する。JAは検量後、そのままフレコンでJAの倉庫に保管している。
- 愛山地区では愛山ライスセンターで玄米を受け入れ、籾摺りや乾燥調製後、JAの倉庫にて保管する。

〈保管方法〉

- フレコン保管
 - 全てフレコンで倉庫に搬入されるため、そのままフレコンにて保管している。

〈出荷方法〉

- フレコン出荷

◆ サイレージ等(WCS、もみ米サイレージ)の取り組み

	WCS	もみ米サイレージ
製 造	<ul style="list-style-type: none"> • WCS作付者らで構成されている「愛別町稲発酵粗飼料生産部会」が利用者の需要を取りまとめ、その後需要量に合わせ、作付量の調整を行う。 • 実際の作業(刈取り、製造、保管)はAのーが受委託し行っている。 • サイレージ化した際に余計な水分があるとカビが発生する恐れがあることから、刈取りはなるべく水滴がついていない晴れた時に行う必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> • もみ米サイレージの原料(籾米)は、愛山地区を除き、生産者による乾燥調製(もみ米サイレージは製造工程で加水するため水分は18%~20%の乾燥としている)の後、JAの倉庫に一度保管する。 • もみ米サイレージは全て合同会社Aのーが製造しており、Aのーが必要な原料をその都度倉庫から引き取って行く。 • 愛山地区では愛山ライスセンターにて飼料用米(籾米)を受け入れ、乾燥調製を行うが、その後はJAの倉庫に保管せず、直接Aのーへ引き渡ししている。

	WCS	もみ米サイレージ
保 管	<ul style="list-style-type: none"> 保管は出荷作業の効率化のため1か所に保管する。 	<ul style="list-style-type: none"> A の一では製造後出荷までの間、サイレージの保管も行っている。
主な出荷先	<ul style="list-style-type: none"> 白老、足寄、帯広へ出荷 一部地元畜産農家へのお荷を行っている。 	<ul style="list-style-type: none"> 上川、足寄、別海、中標津へ出荷 平成27年度から試験的に地元畜産農家へのお荷を行っている。
輸送コスト	全て出荷先負担となっている。	
添 加 剤	パワーリキッド →WCS用稲を刈り取り後ラッピングする際に直接添加出来るよう、BIO-PKC (バイオ・ピーケーシー)を液状にしたもの。	BIO-PKC (バイオ・ピーケーシー) →粉末状であり、製造工程の加水時に添加剤を入れ攪拌させる。

※製造工程については別添参照

〈もみ米サイレージ利用者の声〉

- 上川管内でもみ米サイレージを利用している酪農家によると、給与を始めてから乳量が安定するようになり、乳房炎の発症もほとんど発症しなくなったとのことだった。ただ、もみ米サイレージを4か月程しか給与できていないため、今後は通年での給与を行い、効果が確かなものか経過観察していくとのことだった。

今後の課題

- もみ米サイレージの出荷先は遠方であることが多い。現在、輸送コストは出荷先が負担しているが、今後運賃が高くなれば、たとえ品代が他の飼料より安くても取引数量は減少することが想定される。

今後の取り組み (生産数量目標の配分が減少することを前提とした場合)

- 主食用米の需要や生産数量目標の減少が見込まれる中、水張面積の維持が必要と考えており、加工・備蓄米と共に飼料用米等の作付けを行っていく。飼料用米(玄米)については、現在、他のJAや生産者から入手可能なため今後の需要はあまり無いと考える。また、WCSについても栽培開始から10年が経過し、畜産農家のニーズも変化しつつあることから、需要が拡大しているもみ米サイレージの生産に向けて飼料用米(粳)の作付拡大を推進していく。更に今後は、飼料用米の特徴を活かした畜産物の高付加価値化への取り組みにも力を入れていきたいと考えている。
- 現在は一部で行っている直播栽培であるが、各生産者の育苗施設も限界にきていることから、今後は増加すると見込んでいる。
- 特にもみ米サイレージに関し、他のJAと生産・流通の広域ネットワーク化を図れないか検討している。また需要先も年々増加しており、平成27年では需要が供給を上回り、生産が追い付いていない状況にある。当JAと同品質のもみ米サイレージの製造が可能であれば、より出荷先に近いJAからの出荷が可能となり、輸送コストの削減が可能となる。

〈別添〉

WCSの製造について（愛別町）

収 穫

- 収穫時期：8月中旬～10月中旬（糊熟期～黄熟期）
- 使用機械：専用収穫機（コンバイン型・汎用型）
 - ・コンバイン型収穫機…320kg/ロール
 - ・汎用型収穫機…360kg～400kg/ロール



▲コンバイン型専用収穫



▲汎用型収穫機

調 製

- 作業時期：8月中旬～10月中旬（収穫と同時）
- 調製方法：自走式ラッピングマシーンを使用し、専用収穫機で収穫したロールバールを密封する。密封する際には、液状にした添加剤を吹きかけ、サイレージ化する。



▲自走式ラッピングマシン（手前）

運び出し



保 管



トラックにて出荷



給 与



資料：上川農業改良普及センター「愛別町における稲WCSの栽培・加工・利用方法」を基に作成

もみ米サイレージの製造について（愛別町）

収穫・調製

- 収穫時期：9月中旬～10月上旬
一般栽培稲の収穫を終えてから収穫する。
- 乾燥調製：18%～20%程度に水分調整

保管（原料）

- 保管期間：9月～翌年4月
- 保管方法：JA倉庫およびAの一倉庫において保管する。出荷に応じて保管場所から、サイレージ調製施設に移動する。

サイレージ製造（「合同会社 A の一」で実施）



① 原料のみも米



② もみ米を粉碎



③ 「サイレージ調整剤」の添加



④ 加水 (35%程度)、粉碎もみ殻を混和



⑤ 混合もみ米のフレコンバック詰め



⑥ 計量



⑦ 密封
(吸引機で空気を抜く)



⑧ 保管
(鉄枠はネズミ対策)

出荷

給与

資料：上川農業改良普及センター「愛別町におけるもみ米サイレージの栽培・加工・利用方法」を基に作成

飼料用米関連資料

食料・農業・農村基本計画（H27.3閣議決定）における飼料用米の位置付け

●飼料用米等の生産拡大を位置づけ（平成37年の飼料用米の生産努力目標110万トン）。

●飼料用米などの戦略作物については、生産努力目標の確実な達成に向けて、水田活用の直接支払交付金など必要な支援を行う旨を明記。

- 【食料・農業・農村基本計画】
- 食料・農業・農村基本法（平成11年7月制定）に基づき策定
 - 今後10年程先までの施策の方向性等を示す、農政の中長期的なビジョン

資料：農林水産省「飼料用米の推進について」

食料・農業・農村基本計画における生産努力目標

品目	食料消費の見通し				生産努力目標 (万トン)		克服すべき課題
	1人・1年当たり 消費量(kg/人・年)		国内消費仕向量 (万トン)		平成 25 年度	平成 37 年度	
	平成 25 年度	平成 37 年度	平成 25 年度	平成 37 年度			
米 (米粉用米、 飼料用米を 除く)	57	53	857	761	859	752	<ul style="list-style-type: none"> ○ 食の簡便化志向、健康志向等の消費者ニーズや外食・中食等のニーズへの対応 ○ 行政による生産数量目標の配分に頼らない需要に応じた生産 ○ 農地の集積・集約化、新技術等の開発・導入、資材費の低減等による生産コストの低減
米粉用米	0.1	0.7	2.0	10	2.0	10	<ul style="list-style-type: none"> ○ 最終製品価格を押し上げている製粉コストの低減や新たな米粉製品の開発 ○ 米粉の特性、メリット、新製品等の情報の十分な伝達 ○ 多収性専用品種の導入や地域条件に応じた栽培技術の確立等を通じた収量向上 ○ 農地の集積・集約化、新技術等の開発・導入、資材費の低減等による生産コストの低減
飼料用米	-	-	11	110	11	110	<ul style="list-style-type: none"> ○ 実需者ニーズに応じた安定生産と畜産経営における利用拡大 ○ 多収性専用品種の導入や地域条件に応じた栽培技術の確立等を通じた収量向上 ○ 農地の集積・集約化、新技術等の開発・導入、飼料原料用としての生産管理手法の導入、資材費の低減等による生産コストの低減 ○ 飼料原料用としての供給・利用体制の整備による流通コストの低減

資料：農林水産省「食料自給率目標と食料自給力指標について」

第3 食料、農業及び農村に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策

2. 農業の持続的な発展に関する施策

(6) 需要構造等の変化に対応した生産・供給体制の改革

①米政策改革の着実な推進、飼料用米等の戦略作物の生産拡大

高齢化、人口減少等による米の消費の減少が今後とも見込まれる中で、米政策改革の着実な推進により需要に応じた生産を推進するとともに、優れた生産装置である水田をフルに活用し、食料自給率・食料自給力の維持向上を図るため、飼料用米等の戦略作物の生産拡大を推進する。

ア 米政策改革の着実な推進（略）

イ 飼料用米等の戦略作物の生産拡大

飼料用米、米粉用米、麦、大豆等の戦略作物については、水田活用の直接支払交付金による支援と下記の取組により、生産性を向上させ本作化を推進する。品目ごとの生産努力目標の確実な達成に向けて、不断に点検しながら、生産拡大を図る。また、その他の作物も併せその需給動向について必要に応じて情報提供する。

飼料用米については、全国、地方ブロック、各県（産地）段階に整備した関係機関からなる推進体制を活用し、米産地と畜産現場の結び付け等の各種課題の解決に向けた取組を推進する。また、地域に応じた栽培体系を確立するため、多収性専用品種の開発と導入や新たな栽培技術の実証を推進する。さらに、生産・流通コストの削減と安定的な供給・利用体制の構築を図るため、担い手への農地集積・集約化を加速化しつつ、既存施設の機能強化や再編整備、新たな施設、機械の導入等を推進するとともに、紙袋からフレキシブルコンテナや純バラ（トラックの荷台等に米をバラで直積み）での流通への転換、シャトル輸送（帰り便の活用）、配合飼料工場を通じた供給体制の整備、畜産農家における利用体制の整備等を推進する。

主な飼料用米政策の変遷

平成19年度	21年度	22年度	23・24年度	25年度	26年度	27年度	
<p>自民党政権</p> <p>地域水田 農業活性化 緊急対策 【19年度補正】 (非主食用米低コスト生産技術確立 試験契約)</p>		<p>民主党政権</p> <p>戸別所得補償モデル対策 【22年度当初】 (水田利活用目標 力向上事業)</p>		<p>自民党政権</p> <p>経営所得安定対策 【25年度当初】 (水田活用の 直接支払交付金)</p>		<p>自民党政権</p> <p>経営所得安定対策 【26年度当初】 (水田活用の 直接支払交付金)</p>	
<p>米穀の新用途への利用の 促進に関する基本方針</p>		<p>食料・農業・農村基本計画</p>		<p>食料・農業・農村基本計画</p>		<p>食料・農業・農村基本計画</p>	
<p>水田等 有効活用 促進対策 【21年度当初】 (水田等有効活用 促進交付金)</p>		<p>需要即応型生産流通体制 緊急整備事業 【21年度補正】</p>		<p>(農業者)戸別所得補償制度 【23・24年度当初】 (水田活用の所得補償 交付金)</p>		<p>経営所得安定対策 【27年度当初】 (水田活用の 直接支払交付金)</p>	
<p>【概要】 ○新たに戦略作物(麦・大豆・米粉用米等)の作付拡大に対して助成</p> <p>【交付額】 ○飼料用米:21年度の作付拡大に対して、5.5万円/10a(うち0.5万円はコスト低減等の取り組みへの支援)</p>		<p>【概要】 ○実需者との連携活動と流通体制の効率化の取り組みに対して助成</p> <p>【交付額】 ○飼料用米:水田等有効活用促進対策の5.5万円/10aに加え、地域の取り組みに対して2.5万円/10a</p>		<p>【概要】 ○水田で戦略作物(麦・大豆・米粉用米等)の生産に積んで直接交付</p> <p>【交付額】 ○飼料用米:8万円/10a</p>		<p>【概要】 ○水田で戦略作物(麦・大豆・米粉用米等)を販売する販売農家等に対して直接支払</p> <p>【交付額】 ○飼料用米:収量に応じて5.5~10.5万円/10a</p>	
<p>【概要】 ○非主食用米(飼料用米、バイオ米等)の低コスト生産技術の確立試験に取り組み契約(20年度以降3年契約)を締結</p> <p>【交付額】 ○飼料用米:20年度の試験圃場面積(生産調整拡大分) 5万円/10a</p>		<p>【概要】 ○水田で戦略作物(麦・大豆・米粉用米等)の生産に積んで直接交付</p> <p>【交付額】 ○飼料用米:8万円/10a</p>		<p>【概要】 ○水田で戦略作物(麦・大豆・米粉用米等)を販売する販売農家等に対して直接支払</p> <p>【交付額】 ○飼料用米:収量に応じて5.5~10.5万円/10a</p>		<p>【概要】 ○水田で戦略作物(麦・大豆・米粉用米等)を販売する販売農家等に対して直接支払</p> <p>【交付額】 ○飼料用米:収量に応じて5.5~10.5万円/10a</p>	
<p>食料自給率目標50%に向けて、戸別所得補償制度を導入</p>		<p>食料・農業・農村基本計画</p>		<p>食料・農業・農村基本計画</p>		<p>食料用米の生産努力目標110万トンの達成に向けて、必要な支援策を行う旨明記</p>	

水田活用の直接支払交付金の概要

【平成28年度予算概算決定額： 307,765(277,026)百万円】

- 水田で飼料用米、麦、大豆等を生産する農業者に対して交付金を直接交付することにより、水田のフル活用を推進し、食料自給率・自給力の向上を図る。

【交付対象者】

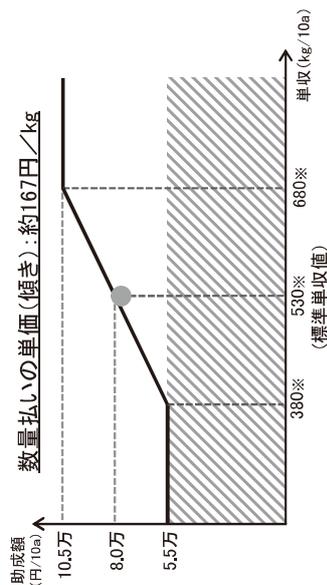
販売目的で対象作物を生産する販売農家・集落営農

【支援内容】

① 戦略作物助成

対象作物	交付単価
麦、大豆、飼料作物	3.5万円/10a
WCS用稲	8.0万円/10a
加工用米	2.0万円/10a
飼料用米、米粉用米	収量に応じ、 5.5万円～10.5万円/10a

＜飼料用米、米粉用米の交付単価のイメージ＞



注1：数量払いによる助成は、農産物検査機関による数量確認を受けていることが条件
注2：※は全国平均の平年単収（標準単収値）に基づく数値であり、各地域への適用に当たっては、市町村等が当該地域に応じて定めている単収（配分単収）を適用

② 二毛作助成

1.5万円/10a

(主食用米と戦略作物助成の対象作物、又は戦略作物助成の対象作物同士を組み合わせた二毛作を支援)

作付パターン(例)	交付金額(10a当たり)
主食用米 + 麦	(米の直接支払) + 1.5万円
麦 + 大豆	3.5万円 + 1.5万円
飼料用米 + 麦	5.5～10.5万円 + 1.5万円
米粉用米 + 飼料用米	5.5～10.5万円 + 1.5万円

③ 耕畜連携助成

1.3万円/10a

(飼料用米のわら利用、水田放牧、資源循環の取組を支援)

④ 産地交付金

○ 地域の作物振興の設計図となる「水田フル活用ビジョン」に基づき、高付加価値化や低コスト化を図りながら、地域の特色のある魅力的な産品の産地を創造するため、地域の裁量で活用可能な産地交付金により、麦・大豆を含む産地づくりに向けた取組を支援

○ また、地域の取組に応じて都道府県に対して配分

対象作物	取組内容	配分単価
飼料用米、米粉用米	多収品種への取組	1.2万円/10a
加工用米	複数年契約(3年間)の取組	1.2万円/10a
備蓄米	平成28年度政府備蓄米の買入入札における落札	0.75万円/10a
そば、なたね	作付の取組	(基幹作)2.0万円/10a (二毛作)1.5万円/10a

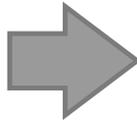
なお、主食用米作付面積が生産数量目標の面積換算値を下回ることとなる都道府県に対して配分(0.5万円/10a)

- 各地域における標準単収値を当年秋の作柄により調整し、交付単価を決定する仕組みとする。
- 調整は、農林水産統計における当年産の作柄表示地帯別のふるい目1.70mm以上の10アール当たり収量を、作柄表示地帯別のふるい目1.70mm以上の10アール当たり平年収量で除した数値を用いる。

【生産者の飼料用米等単収550kg/10a、交付申請者の標準単収値 530kg/10aの場合】

【現 行】

交付単価	計算式
83,333円/10a	8万円/10a + 2.5万円/150kg × (550kg/10a - 530kg/10a)



【28年度以降】

標準単収値	作柄	調整後の標準単収値
530kg/10a	良	560kg/10a
	平年並み	530kg/10a
	不良	500kg/10a

農業者の単収
550kg/10a

＜標準単収値の作柄調整の考え方＞

$$\text{標準単収値} \times \frac{\text{当年産のふるい目1.70mm以上の10アール当たり収量}}{\text{ふるい目1.70mm以上の10アール当たり平年収量}}$$

（小数点以下切り上げ）

交付単価	計算式
78,333円/10a	8万円/10a + 2.5万円/150kg × (550kg/10a - 560kg/10a)
83,333円/10a	8万円/10a + 2.5万円/150kg × (550kg/10a - 530kg/10a)
88,333円/10a	8万円/10a + 2.5万円/150kg × (550kg/10a - 500kg/10a)

※ 当年産の作柄表示地帯別のふるい目1.70mm以上の10アール当たり収量は、例年12月上旬に公表される統計数値を使用する。

※ 11月など早期の支払いを求める農業者に対しては、10月15日現在の予想収量（例年10月下旬公表）の統計数値を使用する。

【一括管理方式】

● 区分管理方式による出荷以外は、全て「一括管理方式」による取組となります。

↓

◎ 10月15日現在の作柄表示地帯別の単収に応じて出荷数量を変更することができます。

◎ 他に、主食用米も含めた全収穫量が把握できた場合の変更、自然災害等により減収した場合の変更も出来ます。

栽培、生産、収穫
、乾燥・調製が、
主食用米と一緒に

※一括管理方式による出荷の場合は、当初の契約数量を出来秋の出荷数量とすることを基本とするが、作柄変動等が生じた場合には、農業者等が「当初の出荷契約数量」をでき秋に変更するかどうかを判断することが可能。

【区分管理方式】

● 区分管理方式は次の作付け態様に該当し、かつ、栽培、生産、収穫、乾燥・調製を主食用米と明確に区分して実施し、ほ場1枚を単位として作付け、かつ、そのほ場を特定する場合には選択することができます。

- 1 多収性の専用品種を作付ける。
- 2 多収性の専用品種以外の品種であって主食用米として出荷する品種と異なる品種を作付ける。
- 3 主食用米として出荷する品種と同一の品種を作付け、生産段階で主食用米の生産と差異をつける。
 - ① 多収に向けた技術や生産資材を用る。
 - ② 省力化栽培を行う。（③以外。）
 - ③ 生産性ないし収量が低いほ場で取り組む。

↓

◎ 作付ほ場で生産された全収穫量を出荷する必要があります。

栽培、生産、収穫
、乾燥・調製が、
主食用米と別

資料：農林水産省「27年産新規需要米取組計画の提出（パンフレット）」

飼料用米（もみ・玄米）農産物検査規格

飼料用もみの規格（抜粋）

項目 等級	最 高 限 度				
	水 分 (%)	被害粒 (%)	異 種 穀 粒		異 物 (%)
			麦 (%)	玄米及び麦を除 いたもの (%)	
合格	14.5	25	1	1	2

規格外—合格の品位に適合しないもみであって、異種穀粒及び異物を50%以上混入していないもの

附

- 1 水分の最高限度は、当分の間、本表の数値に1.0%を加算したものとする。
- 6 飼料用もみには、異物として土砂（これに類するものとして農林水産省政策統括官が定めるものを含む。）が混入してはならない。（農林水産省政策統括官が定めるもの＝石、ガラス片、金属片、プラスチック片（倒伏等によりもみに付着した泥などは土砂の類に含めない））

定義

- 水 分—常圧加熱乾燥法のうち、105度乾燥法によるものをいう。
 被 害 粒—飼料用もみにあつては、発芽粒、病害粒及びくされ粒をいう。
 異種穀粒—その種類のもみを除いた他の穀粒をいう。
 異 物—穀粒を除いた他のものをいう。

飼料用玄米の規格（抜粋）

項目 等級	最 高 限 度					
	水 分 (%)	被害粒 (%)	異 種 穀 粒			異 物 (%)
			も み (%)	麦 (%)	もみ及び麦を除 いたもの (%)	
合格	15.0	25	3	1	1	1

規格外—合格の品位に適合しない玄米であって、異種穀粒及び異物を50%以上混入していないもの

附

- 1 水分の最高限度は、当分の間、本表の数値に1.0%を加算したものとする。
- 4 玄米には、異物として土砂（これに類するものとして農林水産省政策統括官が定めるものを含む。）が混入してはならない。（農林水産省政策統括官が定めるもの＝石、ガラス片、金属片、プラスチック片）

定義

- 被 害 粒—飼料用玄米にあつては、発芽粒、病害粒及び芽くされ粒をいう。
 異種穀粒—その種類の玄米を除いた他の穀粒をいう。
 ※水分、異物の定義は、飼料用もみの定義と同じ

資料：農林水産省「27年産新規需要米取組計画の提出（パンフレット）」

27年産米の作付動向（全国）

○平成27年産については、主食用米から飼料用米や麦・大豆、WCS（稲発酵粗飼料）等への転換が進み、前年比で+6.2万haが転換。

○この結果、27年産の主食用米の作付面積は140.6haとなり、生産数量目標141.9万haを1.3万ha下回り、超過作付は生産数量目標の配分を開始して以来初めて解消された。

○主食用米及び戦略作物の作付面積の動向

		主食用米			戦略作物等（基幹作物のみ）				
		作付面積 ①	生産数量目標 ②	超過作付 ①－②	飼料用米	WCS	麦	大豆	その他
26年産	(万ha)	147.4	144.6	2.8	3.4	3.1	9.8	8.0	19.8
27年産	(万ha)	140.6	141.9	▲1.3	8.0	3.8	9.9	8.7	19.8
差 (27-26)	(万ha)	▲6.8	▲2.7	▲4.1	4.6	0.8	0.2	0.6	▲0.0

↑
主食用から作付転換

前年比6.2万ha増（米換算で33万t相当）＝飼料用米24万t＋麦・大豆等9万t
（※530kg/10aで換算）
⇒飼料用米51万tの取組に相当
（27年産増加分（33万t）＋26年産（18万t））

注：ラウンドにより差が異なる場合がある。

資料：農林水産省「需要に応じた米生産の推進について」

北海道における新規需要米作付面積の推移

（単位：ha）

用途区分	21年産	22年産	23年産	24年産	25年産	26年産	27年産
飼料用米	3	389	849	892	521	712	2,347
WCS用稲	49	93	186	223	248	259	357
米粉用米	31	104	82	52	48	72	50
輸出用米	1	9	2	2	11	25	50
バイオエタノール用米	15	80	111	150	119	103	0
合計	99	674	1,229	1,320	947	1,195	2,817

※合計には酒造用、青刈り稲、種子、その他を含んでいない。

資料：農林水産省「新規需要米の都道府県別取組計画認定状況」

飼料工場における配合飼料の製造状況（26年度）

（単位：万トン）

	育すう・成鶏	ブロイラー	養豚	乳牛	肉牛	その他	合計	割合
北海道	25	18	41	146	104	0	334	15%
都府県	598	363	517	153	327	5	1,963	85%
全国	623	381	559	299	430	6	2,298	100%

資料：農林水産省「飼料月報」

配合飼料原料としての飼料用米の利用量試算

広く安定して利用できると思われる水準

区分	採卵鶏	ブロイラー	養豚	乳牛	肉牛	合計
配合飼料生産量	614万トン	386万トン	595万トン	310万トン	445万トン	
配合可能割合	20%	50%	15%	10%	3%	
利用可能量	123万トン	193万トン	89万トン	31万トン	13万トン	449万トン

調製や給与方法等を工夫して利用すべき水準

区分	採卵鶏	ブロイラー	養豚	乳牛	肉牛	合計
配合飼料生産量	614万トン	386万トン	595万トン	310万トン	445万トン	
配合可能割合	50%	60%	30%	20%	20%	
利用可能量	307万トン	232万トン	179万トン	62万トン	89万トン	869万トン

様々な影響に対し、調製や給与方法を十分に注意して利用しなければならない水準

区分	採卵鶏	ブロイラー	養豚	乳牛	肉牛	合計
配合飼料生産量	614万トン	386万トン	595万トン	310万トン	445万トン	
配合可能割合	60%	60%	50%	30%	30%	
利用可能量	368万トン	232万トン	298万トン	93万トン	134万トン	1,125万トン

資料：農林水産省「飼料用米の推進について」

飼料用米の畜種別利用

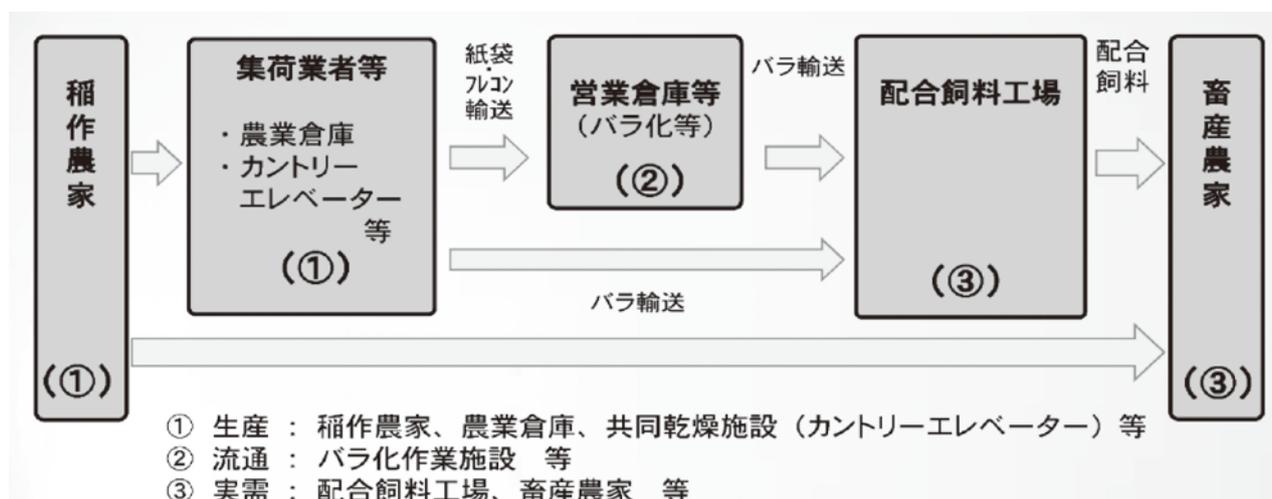
- 牛や豚に飼料用米を給与する場合、消化性を向上させるために破碎や蒸気圧ぺん等の加工処理が必要。
- 鶏については、砂嚢(さのう)※を有するため、粳摺をしないで粒の粳米をそのまま給与することが可能。
- 最近では、粳摺や乾燥調製をしない低コストの取組として、破碎した粳米に水と乳酸菌を加え密封し、発酵させたSGS(ソフトグレインサイレージ)も一部地域で行われている。
- 飼料用米の利用を進めることで、海外のとうもろこしの状況に左右されにくい国産飼料に立脚した畜産経営が可能。
※砂嚢: 歯を持たない鳥類が、飲み込んだ砂や小石とともに食物をすりつぶす器官。「筋胃」「すなぎも」とも呼ばれる。

○ 畜種別の飼料用米の利用形態と利用に当たっての留意点等

畜種	利用形態	飼料用米の利用に当たっての留意点等
採卵鶏 肉用鶏	粳米(玄米)を粒のまま利用可能	<ul style="list-style-type: none"> ・ 採卵鶏の場合、卵黄色が低下(卵の栄養には問題がなく、淡い卵黄色をブランドとして利用する取組もあり。パプリカ等の色素の添加で黄色の補正も可能) ・ より高い配合割合で給与する場合、不足する栄養成分を調整する必要(特に粳米給与の場合は、蛋白質や脂肪が不足)
豚	破碎等の加工処理した玄米(粳米)を利用	<ul style="list-style-type: none"> ・ より細かく粉碎の方が消化性が向上 ・ 飼料用米の配合割合を高めると、脂肪酸(オレイン酸、リノール酸)の割合が変化することにより肉質が向上
肉用牛 乳用牛		<ul style="list-style-type: none"> ・ より細かく粉碎の方が消化性が向上 ・ 飼料用米を急に多給すると、ルーメンアシドーシス(ルーメン(第1胃)内が急激に酸性化し、正常な消化・吸収ができなくなる)が発生するおそれがあるため、家畜の様子を観察しながら徐々に配合割合を上げていくとともに、粗飼料を十分給与するなどの配慮を要する。

資料：農林水産省「飼料用米の推進について」

飼料用米の流通形態



資料：農林水産省「飼料用米の生産に初めて取り組む皆さんへ Ver.5」

飼料用米の取り組みに関する Q&A（ホクレン資料を参考）

1. 生産関係

（Q1）28年産飼料用米生産に向けた JA グループ北海道の考え方は。

A. 27年産においては、米の価格浮揚に向けて主食用米作付面積の削減による需給改善に
取り組み、加工用米・備蓄米の拡大が難しい中、今後の需要が見込まれる飼料用米の生
産拡大に取り組んだ結果、本道においては26年産と比べて3.3倍となる2,346haの作
付けとなりました。

28年産では、主食用米の作付を27年産米の自主的取組参考値である10万290haに
設定し、27年産の作付実績である10万100haの確保を図ることを、27年12月の道農
協米対において決定した経過にあり、目標達成に向けてまずは主食用米の生産に最優
先で取り組むこととしております。

その上で、非主食用米については、加工用米に優先して取り組み、備蓄米は生産者手取
りの有利確保に向けて県別優先枠を優先して確保するとともに、飼料用米は水稻作付
面積の維持・確保を前提に、JA・生産者の意向を踏まえて取り組むこととしておりま
す。

（Q2）取組品種は、現在作付できる品種であれば何でもよいのか。

最低ロット等を設けるのか。

A. 品種は問いません。ただ、うるち米・もち米は分けて頂く必要があります。
最低ロット等も設けません。

（Q3）飼料用米の乾燥調製時期は主食用米の後の11月後半から12月前半に行う予定
だが、需要者側は支障ないか。

A. 問題ありません。

取組計画については、事前に出荷計画を報告いただき、効率的に販売し保管料等費用の
圧縮を図ってまいりたいと思います。

（Q4）1JAにおいて、粳と玄米両方の取り組みは可能か。

A. 粳での取り組みは可能ですが、需要はとても限られています。また、粳で給餌する場
合には、生産段階から農薬の使用について留意が必要です。（Q6参照）

（Q5）WCS・SGSの需要はどの程度あるのか。どうすれば取り組むことができるのか。

A. 北海道、北海道農政事務所が必要とりまとめをおこないマッチングを行っています。
産地の取り組み意向がある場合には、全道の需要状況を踏まえホクレンで結び付けを
行います。

2. 農薬・検査・研究関係

(Q6) 主食用米と飼料用米で使用する農薬制限について違いはあるのか。また飼料用米としての残留農薬の基準は別に定められているのか。粳の場合はどうなのか。

- A. 独立行政法人農林水産消費安全技術センター（FAMIC）によると、飼料用米については出穂期以降に農薬の散布を行う際、家畜へは粳摺りをして玄米で給餌することとされています。また粳米のまま、もしくは粳殻を含めて家畜に給餌する場合は出穂期以降の農薬の散布は控えることとされています。
- 飼料用米と粳についての残留農薬の基準及び農薬使用の詳細については、独立行政法人農林水産消費安全技術センター（FAMIC）のHPをご参照願います。

(Q7) 飼料用米についても栽培履歴の記帳が必要か。

- A. 栽培履歴の記帳は必要となります。家畜へ給餌するため飼料用米においても安全性は問われることとなり、飼料用米の需要者からどのような栽培を行ったかの開示を求められる場合も考えられます。

(Q8) 飼料用米についても種子更新は必須か。

- A. 安定的な収量の確保を図るために、定期的な種子更新が必要と考えます。

(Q9) 飼料用米検査時の量目に基準があるのか。

- A. 飼料用の米穀についても主食用と同様の検査規格が適用されます。
- 具体的には、「飼料用粳」として検査を受検する場合の規格は、麻袋又は樹脂袋詰めの場合は40 kg又は20 kg、紙袋又はポリエチレンフィルム詰めの場合は20 kgとしています。
- 「飼料用玄米」の規格は、麻袋又は樹脂袋詰めの場合は60 kg又は30 kg（50 kg又は25 kgとすることができる）、紙袋詰めの場合は30 kg又は20 kg（25 kgとすることができる）、ポリエチレンフィルム詰めの場合は30 kg（25 kgとすることができる）としています。また、「包装されていないもの（フレコン、ハードコンテナなど、検査上「ばら」として扱うもの）」は、原則として500 kg以上のものとしています。（米麦改良協会の場合）

(Q10) 区分出荷管理の時、30 kg以下の生産物はどのように検査・出荷すればよいのか。

- A. 米穀をフレコン等に詰めて「ばら」として検査請求（原則として500 kg以上）していただく方法があります。

また、麻袋や樹脂袋、紙袋などに詰めた場合、一定の量目で統一されていない検査荷口（例えば30 kg以上のものが20袋と15 kgの1袋）として、全個体の重量を確認することにより検査を実施できます。なお、この場合は、

- ① 包装個々に量目等の検査証明を求めない場合であること

(検査後の飼料用米を直ちに畜産農家に供給することが明らかであるなど、包装個々に証明することが非効率な場合など)

- ② 当該検査荷口が生産年度及び品位について同一な農産物の集まりで構成されていること

以上の内容が確認されれば「包装されていないもの(ばら)」として受検することができます。なお、「ばら」の検査請求にあたっては、原則として500kg以上の荷口を構成していただく必要があります。(米麦改良協会の場合)

詳しくはお近くの検査機関にお問い合わせください。

(Q11) 飼料用米の適正水分値はいくらか。

- A. 農林水産省の検査規格では、飼料用米玄米で15.0%以下、粳で14.5%以下(当分の間、最高限度は玄米・粳ともに1.0%を加算したもの)となっております。
粒厚によっては玄米の水分値が変化してくるため、くず米等を含む飼料用米については特に品質管理上の留意が必要です。

(Q12) 一旦裾きりされた玄米について、農政事務所で発表する粒厚分布に基づき一定量の網下米を混ぜて検査することは可能か。

(類似質問) 飼料用米の調製について、一旦製品と網下(色下)に分けた後、施設の歩留データを用いて再度ブレンド調製し、飼料用米とすることは可能か。

- A. 施設調製等における主食用米の調製ラインで調製しなければならないなど、飼料用米を主食用米並みに調製せざるを得ない場合は、公表データではなく、実際の網下米発生率を勘案の上、調製前の状態に戻すことが基本と考えます。どのような状態であっても検査することは可能です。また、飼料用米として出荷することも可能です。

※詳しくは北海道農政事務所へお問い合わせください。

(Q13) 粳出荷の場合は、検査・数量管理はどのように行われるのか。

- A. 飼料用米の検査については登録機関が設定した検査場所で行いますが、登録機関によって玄米のみ検査実施している登録検査機関もありますので、粳の検査の詳細につきましては登録検査機関へお問い合わせください。

(Q14) 飼料用米の代表者検査は可能か。

- A. 可能です。

※詳しくは北海道農政事務所へお問い合わせください。

(Q15) 飼料用米の検査手数料の設定はどうなっているか。

- A. 飼料用米の検査手数料については、主食用米と同様の水準に設定しています。
その理由は、飼料用の米穀であっても、包装や荷造り、量目の検査、検査試料の採取方法、品位の確認、検査証明など、検査員が行う内容は主食用米と同じであるためです。
(米麦改良協会の場合)

<飼料用米の検査手数料（米麦改良協会）>

種類	量目	単位	金額
もみ	20 kg以下のもの	1 包装につき	25 円
	20 kgを超えるもの	1 包装につき	50 円
	ばら	1 トンあたり	790 円
玄米	30 kg以下のもの	1 包装につき	25 円
	30 kgを超えるもの	1 包装につき	50 円
	ばら	1 トンあたり	790 円

3. 輸送・出荷・倉庫施設関係

(Q16) バラ化輸送にはどういった機材が必要となるのか。フレコンの解袋作業で労働災害防止上の留意点を教えてほしい。また、フレコン、カミ袋、麻袋での出荷は可能か。

- A. バラ化輸送を実施するための機材については（集荷先でフレコンから荷台へバラ張り込みをする前提）、フレコンを吊り上げた際に地面からフレコン底部までの高さが4メートル程度までリフトアップできる「リフト（アタッチメントの用意）」もしくは「天井クレーン」が必要です。また雨天時、屋根の下での作業が必要となります。
- フレコン解袋作業の労働災害防止上の留意点として、命綱、ヘルメットの使用はもちろんのこと、フレコンの点検及びフレコン落下防止策の設置については考えていく必要があります。
- 出荷する際の包装袋については、カミ袋や麻袋の場合、トラックでの解袋作業が物理的に不可能なため、フレコンが原則となります。
- 農協出荷時のバラ化を基本に、対応できないものは営業倉庫等でのバラ化により対応してまいります。

(Q17) 保管は低温倉庫でないとだめなのか。

- A. 保管倉庫に指定はありませんが、カビの発生等の品質維持には注意が必要です。

(Q18) 飼料用米の施設調製は必要か。

- A. 安定的な品質確保を図るためにも施設等での均質化が好ましいです。

(Q19) 施設の自主検データ等から区分管理扱いの収量を計算し出荷することは可能か。また、施設管理する際の留意点を教えてほしい。

- A. 施設において区分管理方式で米を調製・保管する場合は、①個人張り込みによる調製・保管（全て別管理）、②複数の農業者による同一調製・保管（あらかじめ同一品種や品質、数量管理など需要者の了承を得ることが前提）などの留意が必要です。

※詳しくは北海道農政事務所へお問い合わせください。

(Q20) 通常、JA 施設で乾燥調製を行う場合、区分管理として認められるためには当該生産者の出荷数量を JA 施設で把握できている必要があるとのことだが、特定の品種のみで飼料用米に取り組む場合、JA の施設へ主食用向けも含めて当該品種を全量出荷していれば、区分管理として認められないのか。(Q19 類似質問)

- A. 下線部分については、区分管理を選択する場合、主食用米と明確に区分をして、乾燥・調製を行う必要があります。また、主食用米と混在しての施設保管は不可とします。
※詳しくは北海道農政事務所へお問い合わせください。

(Q21) 検査後、品質維持のため、篩調整し網下を先に出荷することは可能か。

- A. 需要者の了解があれば可能です。ただし、調整後に欠減が発生することのないよう注意が必要です。(検査数量が水田活用の直接支払交付金の交付対象数量になると考えられるため、実出荷数量がこれを下回ることがないように注意をお願いします)
※詳しくは北海道農政事務所へお問い合わせください。

(Q22) バラ積みトラックの荷台のおおよその寸法(高さ、幅、長さ)を教えてください。

- A. 車両のおおよその寸法については、全長最大 16 メートル(シャーシ:9~13 メートル)、高さ 3.6 メートル程度、幅 2.5 メートル、最大積載量は最大 25 トン弱(20 トン程度のものも多数あり)となります。
なお、輸送会社により様々なサイズ、積載量のものが存在し、今後の物量や依頼する輸送会社によって都度変わることが想定されます。

(Q23) 個人毎に持ち込まれた米穀を検査後、出荷時に一つのフレコンにまとめてもよいか。

- A. 取り組み内容等が取組計画書と整合しており、需要者の了解があれば問題ありません。
※詳しくは北海道農政事務所へお問い合わせください。

(Q24) 検査票せんはどのように記入するのか。バラ出荷時にその票せんをどのように扱えばよいか。

- A. 農産物検査を受検する際、包装が麻袋や樹脂袋などに米穀を詰め、票せんを付す場合は、「検査請求者記載欄」に主食用米と同様の記載が必要となります(検査請求者、住所、代理請求者の場合の名称、住所など)。
また、検査証明欄の種類は「飼料用もみ」もしくは「飼料用玄米」と記載(押印可)、銘柄欄は抹消(横線を引く、「北海道産」が印刷等されていれば「北海道産」も含めて横線により抹消)することが必要となります。
販売等の出庫を行うため、包装を解袋しバラ化する場合(フレコン等の解袋を含む)は、販売先等の意向を確認し、必要であれば米穀と一緒に票せん(検査証明書の写し等)を相手に渡してください。

(Q25) 検査後、需要者へ売り渡し前にサイロに混ぜて管理することは可能か。

- A. 複数生産者の検査済み飼料用米であれば、需要者の了解の上で、混合しても差し支えありません。

※詳しくは北海道農政事務所へお問い合わせください。

(Q26) イチ空フレコン等を活用しても問題ないか。

- A. 使用の制限を超えて使用することは大変危険です。
フレコンの利用基準に基づいて使用するべきと考えます。

(Q27) フレコン出荷の場合、量目についても制限を設けるのか。飼料用米フレコンの量目は1,020kgなのか。

- A. 販売を円滑にすすめるため、基本的には1,020kgの量目で設定しています。

(Q28) 保管スペースに不安があること、更には常温倉庫しかないような場合、長期保管は非常にリスクが高いが、具体的な対策は考えているのか（例えば共計による集約のような）。(Q34類似質問)

- A. 保管料費用圧縮及び品質管理の関係から、複数の需要者に短期で販売していきたいと考えております。保管実態に基づき共計から保管料を支払う予定です。

4. 取組関係

(Q29) 備蓄米・加工用米は同一共計とし、飼料用米を別共計とするのはなぜか。

- A. 飼料用米も同一共計とした場合、品質の違いにより、面積払いの基準が異なるため、生産者手取りの大半が面積払いとなってしまいます。
このとき、備蓄米・加工用米数量や品質確保への影響が懸念されます。

(Q30) 北海道（系統）として全農の買取りスキームに参加するのか。

- A. 全国（県間）で流通するよりも、道内で流通させた方が運賃が低価格になることが想定されます。
品代単価が低い飼料用米で最大限の手取り確保を図っていくため、全道共計での精算を行っています。

(Q31) 区分管理に取り組む際、個人毎の取り組みが必須なのか。生産者集団での取り組みは可能か。

- A. 管理方式については、農業者毎に選択することとなります。
※詳しくは北海道農政事務所へお問い合わせください。

(Q32) 飼料用米の複数年契約は行うのか。

- A. 複数年契約も可能です。

(Q33) 地域内での耕畜連携の取り組みは可能なのか(飼料用米の産地指定による販売)。

- A. 可能です。耕畜連携で飼料用米に取り組むことで、地域の水田維持・堆肥の有効活用・地域活性化など様々なメリットが多くあります。市町村等に取り組みの考え方を伝え、地域で話し合いをし、取り進めを行ってください。ご不明点につきましては、お近くの市町村、農業改良普及センター等にご相談ください。

(Q34) 全道共計で集約保管はやってもらえるのか。(Q28類似質問)

- A. 対応いたします。農協保管時も保管料を支払う予定です。集約保管を行った場合は、保管料収益の減少になります。

(Q35) 飼料用米の入庫期限はいつか。

- A. 27年産米における年内の数量払いについては、関係書類の進達が12月5日必着(北海道農政事務所経営・事業支援課経理班必着、12月19日交付)となっていたことから、書類の審査・確認のスケジュールを見込むと、11月末頃までには取組実績数量の確定及び農産物検査の実施をする必要がありました。(取組実績は生産年の12月20日までに報告。数量払いを受ける場合は、1月31日までに申請。)
※ホクレンが取扱う27年産飼料用米の入庫期限については、平成28年12月15日とさせていただきます。

(Q36) 一括管理方式の際、減収申請はどのように行えばよいか。

- A. 一括管理方式の場合、減収申請については10月15日現在の作柄表示地帯別の作況指数に応じて出荷数量を変更することができ、また主食用米も含めた全収穫量が把握できた場合や自然災害等により減収した場合の変更も可能です。どれも収量が確認できる書類の提出が必要となります。(別紙様式第4-13号)
※詳しくは北海道農政事務所発行の新規需要米推進パンフレット等をご参照ください。

(Q37) 一括管理の場合、検査不合格でも出荷実績にはカウントされるのか。

- A. 管理方式にかかわらず、出荷実績にはカウントされます(需要者が許容していることが必要です)。出荷のカウントはされますが、数量払いの対象にはなりません。
※詳しくは北海道農政事務所へお問い合わせください。

(Q38) 全道共計の販売先はくみあい飼料のみなのか。

- A. くみあい飼料だけではなく、商系飼料メーカーへも販売致します。保管費用を圧縮するために、全道の飼料メーカーへ短期で集中的に販売することを検討しています。

(Q39) 飼料用米の販売価格はどの様に決定するのか。

- A. 27年産では、四半期毎に決定するMA米・トウモロコシ相場の価格等を踏まえて決定いたしました。

(Q40) 多収性品種と一般主食用品種で精算に差がつくのか。

- A. 飼料用米の価値としては、多収・一般に差がありません。
このため、販売価格、精算価格に差を付けることは予定しておりません。

(Q41) 超過米はどのような扱いになるのか。

- A. 一括管理については、作況調整に基づく増収分。区分管理については収穫量全量について同一共計にて受入れる予定です。

(Q42) いつまでに取組面積・数量を決めなければならないのか。

- A. 27年産では6月に出荷契約を行いました。

(Q43) 飼料用米共計と備蓄・加工用米共計を農協段階で再度共計することは可能か。

- A. 可能ですが、農協段階で再度共計をする場合、生産者へ直接支払われる産地交付金等につきましては留意する必要があります。

(Q44) 販売先の引取目途について教えてほしい。

- A. 計画的に出荷していただければ、飼料の使用計画に組み込んでもらうことも可能です。
しかし、一般的にはある程度集荷状況が固まる11月以降の販売開始を予定しています。

(Q45) 出荷進度・ロットはどうなるのか。昨年はず米を飼料用向けに出荷しているが、くず米も含めてどのようなイメージになるのか。

- A. 出荷進度は、全道の取組数量にもよります。引取ロットは20トン車単位です。
くず米については、相場状況を踏まえて飼料用途への販売を検討します。

(Q46) 契約事務において、品種別の数量を記載しなくてもよいのか。

- A. 基本的に品種別の数量の記載は必要ありません。
状況により、ホクレンで品種別の作付状況を把握するため、別途報告して頂く可能性があります。

(Q47) 玄米と粳で取り組む場合、反収の算出方法はそれぞれどのように行えばよいか。

- A. 玄米につきましては、収量(玄米トン)から一反あたりの面積で割ることによって、算出いたしますが、粳につきましては粳の収量(重量×0.8)の係数を乗じて玄米換算した数量を一反あたりの面積で割ります。

(Q48) もし粳の取り組みが可能な場合、粳と玄米で精算単価に差額はどのくらいあるか。

- A. 粳換算数量の算出方法を参考にして決定したいと思います。

(Q49) ホクレン手数料はどのように設定されるのか。

A. 27年産の全道共計では1円/kgで設定しました。

(Q50) 区分管理の場合、農政事務所への理由書提出によって違約が回避される。これにより捨て作りの増加が心配されるが、これの防止のために違約金を設定しているのか。

A. 農政事務所で減収が認められる場合について違約金はありません。認められない場合の違約金の設定については、27年産全道共計で1万円/俵としております。

(Q51) 飼料用米共計における、JA支出科目並びに単価はどのようなイメージか。

A. 27年産については、出庫料50円/俵、保管料18.06円/俵・期、フレコン解袋作業料60円/俵(全て税別)で設定しました。28年産については道米対等で確認のうえ決定していきたいと考えます。

(Q52) 保管料を共計から支出する場合、オーダーのバランスをどうするのか(産地毎の偏りやJA要望も踏まえてどう対応するのか)。

A. 出荷進度がある程度揃うように調整します。早期出荷意向の対応は必要かと思えます。

(Q53) フレコンの規格の他、JA手配のフレコンでも問題ないか。

A. 問題はありませんが、輸送事故が発生した際にフレコン破袋などの状況が絡んでくると、ホクレンとして保証できる範囲が限られてしまいます。可能な限りホクレン推奨のフレコンを使用するようお願いいたします。

(Q54) 玄米と粳の流通がある場合、共計内で単価設定をどうするのか。

A. 粳の場合は収量(重量)に0.8を乗じて、玄米換算し、玄米単価で支払いを行います。

(Q55) 玄米&粳の需要とJA要望をどう調整を図っていくか。また、カミ袋のJA需要と需要についてもどう調整を図っていくか。

A. 玄米出荷が基本と考えています。またJA段階でのバラ車対応については、フレコン・バラ・紙によらず27年産では60円/俵(税別)の解袋作業料を支払っております(フレコンの解袋を基本)。

5. 交付金関係

(Q56) 飼料用米の概算払いは設定されるのか。

A. 27年産については追加概算払いを実施しました。

(Q57) 飼料用米の水田活用交付金戦略作物助成の数量払い部分はいつ頃支払われるのか。

A. 戦略作物助成については、生産年の8月から翌年3月にかけて支払われています。

※詳しくは北海道へお問い合わせください。

(Q58) 耕畜連携助成はどのようにすればもらえるのか。

- A. 耕畜連携助成とは地域内で耕種農家と畜産農家が連携（飼料用米のわら利用、水田放牧、資源循環）し、飼料用米生産・利用をした場合、国から 10a あたり 13,000 円を支援されるものです。

※詳しくは北海道農政事務所にご相談ください。

6. その他

(Q59) くず寄せは誰がどのようにチェックするのか。

- A. 立入検査時に現品がある場合は、チェックすることもあります。
くず寄せしたことによって、本来、飼料用米に仕向けられるべき数量が減少し、その数量見合い分が主食用米に仕向けられるなど本来の目的に反したものとなってしまいます。明確に主食用米への横流れが確認された場合は、需要に応じた米生産の推進に関する要領に基づく措置を講ずることがあります。

※詳しくは北海道農政事務所へお問い合わせください。

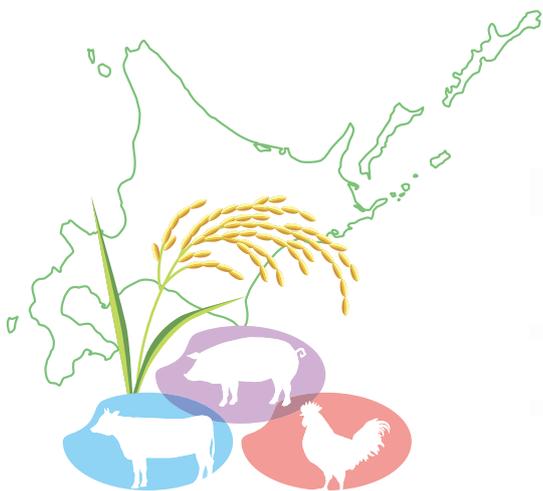
(Q60) もち米・酒造好適米でも飼料用米に出荷できるのか。

- A. 出荷可能です。
ただし、飼料用米全道共計からは、もち米を除くものと致します。

(Q61) 地域内で飼料用米を完結させるといった場合の共販誘導をどうするか。また、商系業者も動いている中で、共販に出すメリットをどう打ち出すか。

- A. 北海道内の飼料メーカーにホクレンの取り組みを説明し、まとまった取引を訴求したいと考えております。生産者には個々にメーカーと取引申請を行うよりも、本会を通していただくことで、申請報告事務等の軽減と効率化、また飼料用米の販売に係るリスクを軽減できることを訴求してまいります。

以上



※「道内JAにおける飼料用米取り組み事例集」は
以下のJA北海道中央会のホームページでご覧になれます。

<http://www.ja-hokkaido.jp/category/member/agriculture/>